

令和元年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 シティプロモーション部
 広報マーケティング課 観光交流課
 3 監査実施期間 令和 元年 7月19日から令和 元年 7月26日まで

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【広報マーケティング課】

<p>共通（1）文書管理について 起案文書において、決裁日等の必要事項の記載が漏れている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月 7日 指摘による事項については、直ちに修正した。今後このような不備が生じないように、職員間においてもダブルチェックを行う等ケアレスミスを防止するとともに適正な事務処理に努める。</p>
<p>（1）支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 全額前金払で支出した使用料において、履行確認漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月26日 指摘の支出について履行確認を行うとともに、全額前金払で支出した使用料においては履行確認を徹底するよう各職員に周知を図った。今後は、担当者及び上位者がダブルチェックすることで適切な事務処理を行っていく。</p>
<p>イ 報償費の支出に係る支出負担行為書において、審査会の出席者名簿の添付漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月26日 指摘の支出について出席者名簿の添付を行うとともに、報償費の支出に係る支出負担行為書においては出席者名簿を添付するよう各職員に周知を図った。今後は、担当者及び上位者がダブルチェックすることで適切な事務処理を行っていく。</p>

<p>ウ 旅費の支出に係る支出負担行為書において、必要書類の添付漏れ。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 7月26日 財務会計システムに登録のない旅行先について、行程表を添付するとともに、必要書類の添付を徹底するよう各職員に周知を図った。今後は、担当者及び上位者がダブルチェックすることで適切な事務処理を行っていく。</p>
<p>エ 記者クラブ室に配達されている新聞の請求書の宛名が課宛でなく記者クラブと記載されていた。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月 7日 業者に請求書宛名を「四日市市長」と正しく表記するよう指示し、令和元年7月購読分から改めた。</p>

【観光交流課】

<p>共通（1）文書管理について 起案文書において、決裁日等の必要事項の記載が漏れている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月14日 指摘による事項について、直ちに修正するとともに、改めて事務処理の確認を行い、見落としがちなポイントを課内全体で共有するなど定められたルールの徹底を図った。</p>
<p>（1）支出事務について 支出命令書において、検査検収日の記載が誤っている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月14日 改めて指摘事項を確認し課内全体で共有した。また、チェックリストを作成し、起案者が改めて決裁文書チェックを行うとともに、庶務担当者、係長においてもダブルチェックを行い、不備のないよう確認を行った。</p>
<p>（2）備品管理について 備品の照合記録において、所属長抽出確認日の記載が漏れている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 年度末に全ての備品の実査及び所属長の抜き取り実査を行ったときには、その記録を漏れなく文書に残すことを改めて課内において徹底した。</p>
<p>（3）文書管理について 起案文書において、決裁権者の印鑑の押印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月14日 改めて事務処理の指摘事項の確認を行い、見落としがちなポイントを課内全体で共有するなど定められたルールの徹底を図った。</p>
<p>（4）金券の管理について 平成29年度に市制120周年を記念して作成した切手シートを多数保有していた。金券の適正な管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 市制120周年記念切手については、改めて市制施行120周年を周知する機会と捉え、イベントにおいて積極的な販売促進を行ったり、庁内で使用するイベント案内や会議開催通知などに使用してもらうなどの取組みにより、すべてを活用した。</p>

令和元年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 シティプロモーション部
広報マーケティング課 観光交流課
- 3 監査実施期間 令和 元年 7月19日から令和 元年 7月26日まで

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【広報マーケティング課】

共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について
ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】

【 継続努力 】 令和 2年 5月14日
令和元年度の時間外勤務については、対象職員6人のうち4人が前年度と比較して減少し、前年度に360時間を超過した職員2人も360時間を下回った。しかしながら、主幹以上の職員2人が360時間を超過する結果となった。要因としては期日前投票を含む選挙事務と災害待機という特殊要因に加え、シティプロモーションに関する新規事業が加わったことによる担当業務量の増加に比例し、時間外勤務時間数は増加した。そこで、平常業務の進め方を職員間で話し合い、業務分担を変更した。また、朝礼で担当業務の進捗状況を報告し、職場全体で情報を共有することで、助け合える環境を整えた。加えて、毎月初めに前月の仕事の振り返りを所属長と各職員が行い、健康管理と適正な業務遂行を確認するようにした。
今後も業務の効率化・平準化に留意しながら時間外勤務の縮減に努めていく。

【 継続努力 】 令和 3年 3月18日
令和2年度の時間外勤務については、対象職員5人のうち前年度から引き続き在籍している職員4人の時間外勤務が、前年度から一人あたり80時間程度減少する見込みである。しかしながら、年度途中に新型コロナウイルス感染症対策室、四日市公害と環境未来館への兼務発令を受けた職員、また、育児休業中の職員が在籍していることから、主幹以上の職員が360時間を超過する見込みである。
令和3年度から育児休業中の職員が復帰することもふまえて、平常業務の進め方を職員間で話し合い、業務分担を変更した。
今後も業務の効率化・平準化に留意しながら時間外勤務の縮減に努めていく。

<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月14日 所属長は各職員に、起案することに対する責任意識を持たせるため、起案文書の分類区分、個人情報の有無、決裁区分等を適切に処理することを改めて強く指示するとともに、例えば起案者の内線番号の記載漏れなど細部まで注意を払うように促した。 また、課員の起案文書についての説明は、係長相当職員又は文書取扱主任に求め、修正をする場合には、担当職員に対して指導を行わせた。これにより、事務処理のルールと合理性の共有を図り、もって内部統制体制を確立させた。</p>
<p>（１）支出事務について 報償費の支出において、会議開催日から1か月以上経過したのちに支払いがなされている事例が見受けられた。速やかに事務処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月14日 報償費の支出について、会議開催日から15日以内に支払が完了するよう、支払期限の適切な管理を行うなど、その事務処理を迅速に行うことを徹底した。</p>
<p>（２）インターネットアンケートモニターについて ア 市政ごいけんばんアンケートモニターへの謝礼について 市政ごいけんばんアンケートモニターへ回答率の向上を目的として図書カードを進呈しているが、図書カードの進呈に関する基準が定められていない。回答の回数を根拠に報償費を支出するのであれば、改めて要綱などの基準を定めて公平な取扱いとなるよう改善すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 謝礼交付に係る基準として、年度内に実施した全てのアンケートに回答したモニターをその対象とする定めを運用規程に新たに設けた。</p>
<p>イ 市政アンケートとインターネットアンケートの有効性について 市政アンケートとインターネットアンケートを実施しているが、インターネットアンケートのモニター数は340人と少なく、四日市の特定の施策や事業について市民の意見として有効性があるのか疑問を感じる。市政アンケートも実施しており、5,000人の対象者のうち1,923人から回答を得ており、市政アンケートとインターネットアンケートの有効性について検証すること。 また、市民からいただいた意見について、どのような形で反映されたのかをフィードバックできるよう検討していくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 市政アンケートは、2,000人前後の市民からの回答をもとに、市の政策・施策に関する満足度と期待について経年の推移をみることができることから、一定の信頼ある評価ができるものと位置づけている。 また、インターネットアンケートは、特定の施策・事業などについて市政に対して興味関心を持つモニターに迅速に考えを聴取できるものとして、位置づけている。重要な決定に用いるというよりも、施策を練るための参考や、その時点での施策に対する市民の受け止めを類推するものとして限定的に活用するものとしている。これまで同様、両方ともインターネット上で広く結果と分析をフィードバックし公表していく。</p>

<p>(3) 会計事務処理の見直しについて 会計事務処理について、仕事のパターンごとに整理して、どの区分で支出事務ができるのか、何を資料として添付する必要があるのかを形に残すなど、誤りが減るように事務処理全般を見直していくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月14日 「会計事務の手引き」や「支出事務の要点」等を一つのファイルにまとめて課内に配置するなど、各職員が事務処理を行う際の確実性を高めるように努めた。また、所属長は各職員に、起案することに対する責任意識を持たせるため、起案文書の分類区分、個人情報の有無、決裁区分等を適切に処理することを改めて強く指示するとともに、例えば起案者の内線番号の記載漏れなど細部まで注意を払うように促した。 また、支出の根拠や金額の妥当性等の説明は係長相当職員に求めた。これにより、職員間の財務・事務処理のルールと合理性の共有を図り、もって内部統制体制を確立させた。</p>
<p>(4) 記者クラブの費用負担について 市と市政記者クラブにて共同設置している記者クラブ室について、設置に関する規定等がないため位置づけが不明確であるとともに、記者クラブの維持・管理に係る費用についてコピー代金以外は市が負担をしている。記者クラブとの費用負担が不明確となっているので、明確な規定等を設けること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 9月 3日 記者クラブにかかる費用負担については、これまでも加盟社と機をとらえて協議してきたところである。平成21年6月には負担根拠を明確にするため、文書にて協議結果を加盟社に通知し、以降、これに基づき運用してきた。 今回の意見を受け、改めて、三重県内、愛知県、岐阜県などの市に対して、記者クラブに関する調査を実施したところ、コピー代の負担のない記者クラブも数市あるほか、記者クラブの維持・管理にかかる実態は、本市とあまり違いがなかった。よって、今後も前述の文書をもとに記者クラブを運営していくが、今後も市と記者クラブ加盟社の健全な関係性を保持するように努めながら、より良い市政の情報発信に資するよう、協議をしていく。</p>
<p>(5) 首都圏シティプロモーションイベントの効果について 首都圏シティプロモーションイベントについて、複数の課でよく似た内容の事業が実施されているにもかかわらず、連携や調整が行われていない。事業に係る費用を正確に把握できておらず、実施した効果についても不明確であるなど、明確な費用対効果の検証がなされていない。税金を使って行っている事業であることの意識を持って、市民に開催意義の説明ができるよう取り組んでいくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 監査でいただいた意見や決算委員会での議論を踏まえ、首都圏シティプロモーションのあり方を検討した結果、令和2年度当初予算計上において、広報マーケティング課主体での事業を削減し、東京事務所や観光交流課などが実施する事業と連携することで、より本市の魅力情報を発信できるよう工夫をしていく方向で取り組むこととした。</p>
<p>(6) ふるさと応援寄付金について ア ふるさと応援寄付金について、返礼品の準備や広告の事務手数料などの投資費用に対して、どの程度の効果が出ているのかを検証して進めていくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 広告やPRに努めた結果、本市に対するふるさと応援寄付金は、令和元年度の件数で前年度比162%の増、寄付金額で217%の増となっている。今後少しでも、個人住民税寄付金控除額との差を減少できるようPRしていく。</p>

<p>イ 効果的な広告先や返礼品の調査などのマーケティングを論理的に行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 本市への寄付の傾向として、首都圏在住者からの寄付が多いことから、首都圏在住の高所得者層をターゲットとしたPRに力を入れる。返礼品としては、寄付額が1～3万円程度でお返しできる物品に人気集中していることから、各返礼品提供事業者に対し、その価格帯で提供していただける物品の選定を求めていく。 なお、本市が特にシティプロモーションの対象とする20代・30代の女性に訴求できるよう、そのリスナーが多く、かつ東海地方を網羅するFMラジオでのPRなどにも取り組む。</p>
<p>ウ 「ふるさとチョイス」など様々な手法について情報収集し、ふるさと応援寄付金の拡大につなげていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 6日 本市では寄付金額の拡大を図るため、平成28年度から業界最大級のポータルサイトである「ふるさとチョイス」を利用している。また、寄付金の受付等を担う市民税課と手法の改善などについて協議しながら、他のポータルサイトの情報収集と研究は随時行っている。</p>
<p>(7) 広報よっかいちの発行について ア 広報よっかいちの号外について 人口増や待機児童の特集においては、市民の誤解を招くような情報の号外もあった。広報については、市民の誤解を招くことがないよう客観的な視点から適切な情報発信に心掛けていくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 2月20日 号外は、その時点での本市の大きな話題や、クローズアップしたい魅力を厳選して編集している。指摘を受け、市民の誤解を招くことのないよう9月には四日市テニスセンターでの国際大会、1月には新たなシティプロモーション映像の完成、2月にはご当地キャラクター感謝祭の模様を事実即して掲載しており、今後とも正確な情報発信に努める。</p>
<p>イ 広報よっかいちの外国語版の作成について 広報よっかいちの外国語版としてポルトガル語の広報を作成しているが、四日市にはブラジル人以外の外国人も多く在住している。今後も様々な言語の外国人が増えてくることを見込まれるため、広報よっかいちについても多言語に対応できるよう情報発信を検討していくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 市ホームページは英語、ポルトガル語、中国語（簡体字）、スペイン語の4言語で自動翻訳できる機能があり、広報よっかいちについては、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、日本語の10言語で読むことができるアプリケーションを導入している。今後とも、より効果のある情報発信ができるよう情勢の変化や技術の更新を注視していく。</p>
<p>ウ 広報よっかいちのミニ情報の基準について 広報よっかいちのミニ情報欄について、掲載される団体により回数や文字数に偏りがある。基準を定めて公平性が確保されるように改善すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 ミニ情報については、新規の掲載希望者に手渡ししている「ミニ情報掲載基準」を見直し、市HPに掲載した。また、AIを活用した市内のイベント情報発信の専用Webサイトを開設し、より多くの市民の活動を集約して情報発信できるようにした。</p>

<p>(8) 四日市市に関する新聞記事の掲載について 四日市市に関する新聞記事について、関係各課とも連携して四日市市の記事が多く掲載されるよう効果的な情報発信の手法を検討していくこと。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月21日 記者クラブに対して提供する資料の記載について、写真や地図を記載したり、記者会見時にはパネルなど写真になる素材を提供し、記事を書きやすくなるよう各担当課に指導・助言し、より多くのメディアに取り上げてもらうよう工夫している。</p>
---	---

【観光交流課】

<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月18日 令和元年度においては、例年の事業に加え、新たな事業としてB-1グランプリの事前準備業務により、年間時間外勤務360時間を超える職員が平成30年度と比べ1人増の6人となった。しかし、課内で声を掛け合い、お互いに業務をサポートしあったことにより、職員5人については平成30年度より時間外勤務時間を縮減することができ、当課全体の年間の時間外勤務時間総数は約100時間の減となった。今後も勤務状況を注視しながら、適宜業務分担の見直しを図りバランスのとれた労務管理を行っていく。</p>
	<p>【措置済】 令和 3年 3月18日 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、B-1グランプリ及び例年の事業が開催中止となった。これにともない担当業務量が減少し、時間外縮減となった。また、事業の中止を受けて、課内での声掛けや業務サポートの充実にも努めるなど、引き続き業務時間を意識しての勤務を行った。その結果、年間時間外勤務360時間を超える職員はおらず、また、職員一人あたりの時間外月平均は、前年度約43時間から今年度約28時間となる見込みである。今後も声掛けや業務サポート等の取組みを実施することで、事業を実施した場合でも、時間外勤務の縮減を図れるようバランスのとれた労務管理を行っていく。</p>
<p>イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月14日 イベントの多い7・8月には、休日出勤が続き平日も業務が詰まっている状況でありながらも、職員間の調整による振休取得の励行や業務の効率化などの取組みにより、労災認定基準を上回る勤務状況の解消が図れた。今後も、不要不急の業務に対して時間を費やすことがないよう業務の効率化を図るなど、さらなる時間外勤務の縮減に直結する取組みを進めていく。</p>

<p>共通（２）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 5月14日 改めて事務処理の指摘事項の確認を行い、見落としがちなポイントを課内全体で共有するなど定められたルールの徹底を図った。今後は庶務担当者、係長によるダブルチェックを行い、さらに課内での情報共有を図ることによって全体の質の向上を図っていく。</p>
<p>（１）支出事務について 旅費の支出において、出張日の属する月の末日から1か月以上経過したのちに支払いがなされている事例が見受けられた。速やかに事務処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 旅費の支出事務において Outlook 予定表を活用し、出張日及び出張報告を課内全員で確認するなど、速やかに事務処理ができるよう改善を図った。</p>
<p>（２）指定管理料について 宮妻峡ヒュッテの指定管理料の算定において、施設の管理運営業務に必要なとされる人員に見合った人件費が反映されているかを検証し、指定管理者において適正に業務が行われるよう留意すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 8月14日 平成30年度の指定管理者選定にかかる平成29年度の債務負担行為要求の際に、過去3ヵ年の実績に基づき人件費を算定している。その上で、現指定管理者が提案した人件費を含めた予算書をもとに現在の予算が決まっている。次回選定の債務負担行為要求時期である令和4年度においても、過去の実績や現指定管理者の実態を聞き取りながら、業務遂行に必要な人員に見合った人件費を算定していく。</p>
<p>（３）観光大使の委嘱について 観光大使への委嘱については委嘱状を交付するのみである。お互いの関係を明確化するため、委嘱に当たっては、観光大使の活動内容や遵守すべき事項などを明確にして契約すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 7月 1日 観光大使の業務は、無報酬で、かつ本人が活動する範囲の中で、自由な意思に基づいて本市のPRを行ってもらうこととしている。新たに委嘱するときや任期更新のときに、本市の魅力を活かしたシティセールスや観光PRなどの活動内容と観光大使として順守すべき事項について説明することとした。</p>
<p>（４）観光事業について 本市における「観光資源」とは何かを明確にしないまま観光推進の事業を行っているため、事業の目的がはっきりせず、その効果も不明瞭なものとなっている。本市における「観光資源」、「観光」とは何かを明確なものとし当課の事務分掌を改めて認識した上で、目的を明確化し、各種事業に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 本市における「観光資源」とは、本市に訪れていただく機会を創出するすべての場所であると考えており、また、観光資源の魅力発信を活かして、本市を訪れていただくことを「観光」と考えている。本市の情報や魅力の効果的な発信によって、「本市のイメージの向上」や「再訪してもらうきっかけ」となることが重要であり、来訪者が増え、新たな交流を生み出すことを目的として、今後も関係機関等と綿密に連携しながら取り組んでいく。</p>

<p>(5) 事業効果の検証について</p> <p>シティプロモーション映像やこにゅうどうくんの着ぐるみの制作、ゆるキャラグランプリへの参加などに多くの予算を支出するとともに多くの人員を動員しているが、成果・活動指標としている観光入込客数の増加にはつながっていない。事業の成果と必要性について市民に明瞭に説明できるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月 1日</p> <p>都市イメージ・知名度の向上を目的に、東海ラジオとの連携による本市シティプロモーション番組の公開収録、観光PRブース（工場夜景、かぶせ茶など）の出展とPRステージ（こにゅうどうくん、ファミリー音楽コンクール）、アンケート調査などのイベントを実施した。</p> <p>たとえば、2016年及び2019年に行ったアンケート調査では、イベント告知入手について「たまたま通りがかった」75%→35%「HPやチラシ」8%→27%「SNS等その他」7%→38%(内50%がラジオ)と変化し、3年前と比べ名古屋圏での認知度の上昇がみられた。また、四日市のイメージについては、「工場や公害等」61%→22%「工場夜景」7%→11%「こにゅうどうくん」2%→19%と、2019年において「工場・公害等」が39PT減少した一方、「工場夜景」が4PT「こにゅうどうくん」が17PT増加し、本市に対するイメージに変化がみられた。自由意見でも、「こにゅうどうくん」に好意的な意見が2016年は23%だったが、27PT増加し2019年は50%となり、四日市の対外的な認知度やイメージの向上がみられた。</p> <p>シティプロモーションの実施により、市民の帰属意識を高め、それが市民活動等による地域の魅力向上や市民からの発信の活性化を促進し、新たな本市への認知度やイメージ向上に繋がっていくことから、今後も効果的なシティプロモーションの実施が必要である。なお、市の認知度やシビックプライドの変化等事業の効果については、令和3年度に広報マーケティング課で実施予定の市民アンケートにて検証を予定している。</p>
<p>(6) 実行委員会方式による事業について</p> <p>ア 当課は、大四日市まつり、四日市花火大会、サイクル・スポーツ・フェスティバルの実行委員会の事務局となり、これらのイベントに対する協賛金を管理している。協賛金は市民や企業からの寄付によるものであり、その管理に当たっては事故等が起きないように厳重に行うとともに、収支において繰越金が多額にならないよう留意すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月26日</p> <p>実行委員会事務局職員を兼ねている観光交流課職員10名が、協賛金依頼及び協賛金の事務について課内会議を行い、協賛金の徴収事務において事故につながらないように協賛金業務を複数の職員で確認するなどの事務運用について確認を行った。</p>

<p>イ 当課が事務局となり実行委員会方式で実施している四日市花火大会について、その運営に当たっては、多くの業務を業者に委託している。議会及び監査委員から平成29年度にその選定方法が透明性に欠けるため見直しを行うよう指摘があり、平成30年度において仕様の見直しや複数業者からの見積り合わせを実施したが、前年までの業者から変更があったのは保険業務のみであったとのことである。その結果として予算的にも事業内容についてもこれといった改善面は見受けられない。業務委託などにおける業者選定の公平性確保の取組みを早急に進め、イベント内容の充実につなげること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和2年2月10日 四日市花火大会実行委員会では、業者選定や契約締結の際には、内訳明細が記載された見積書の提出を求め、個々の明細ごとに過去の実績や他の事業における契約単価と比較検討を行っている。 令和元年度は、印刷物や翌日清掃業務など安価な契約であっても、複数の業者から見積もりを取ることとし、業者選定における公平性と競争性の確保に努めた。5件の契約において業者が変更となり経費の縮減につながった。 また、年度末に開催する実行委員会において、業務上、改善すべきことなどについて協議し、その結果を次回の花火大会に係る業務委託に活かすようにしている。</p>
<p>(7) 経営感覚を持った事業の実施について 多数の在庫を抱える市制120周年記念切手など、事前の費用対効果の検証に欠ける事業が多く見られる。十分なマーケティングにより効率的で効果的な事業を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和2年3月31日 市制120周年記念切手については、改めて市制施行120年を周知する機会と捉え、イベントにおいて積極的な販売促進を行ったり、庁内で使用するイベント案内や会議開催通知などに使用してもらうなどの取組みにより、すべてを活用した。 また、今後実施するイベント業務については、他市や他団体の運営などを参考にするための調査・研究を行った。例えば、令和2年度実施予定であったB-1グランプリについては、事前に、通常飲食ブースでは机・椅子を配置するところ、より多くの方に着席して食事頂き、かつ経費の削減にもつながることから椅子のみの配置とした。また、開催は2会場での予定であったが、経費面を考慮し1会場とするなど、経費の削減につながるよう計画することができた。 加えて、B-1グランプリは、まちに元気と活気を呼び込み、多くの市民がまちに誇りと愛着を持ち、地域が一丸となってまちおこしに取り組む機運の醸成を図ることを目的として実施するため、併催イベントについては、本市の文化財を活用したり、商店街とタイアップした取組みを計画するなどチケット販売に力をいれるとともに、買い渋りや売れ残りとならないようにするため、イベント終了後でもチケットが活用できる取組みなどを計画した。</p>

<p>(8) 安全性に配慮したイベントの実施について</p> <p>当課の事業において各種のイベントが実施されているが、花火大会など、その実施に際して観覧者の生命身体の安全に対するリスクを内在しているものもある。実施に当たってはイベントによる効果と併せて、事故の発生等のリスクについても十分考慮し、観覧者の安全を確保すること。</p> <p>【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 2月10日</p> <p>四日市花火大会実行委員会の構成団体には、実行委員会に対する許認可機関でもある、消防・港管理組合・海上保安部等の職員が顧問や委員として参画しており、準備段階における課題等については、実行委員会の会議の場において、委員自身が主体性をもって取り組むことで、迅速な課題解決につなげている。</p> <p>また、四日市花火大会は、打ち上げ会場が工場地帯にあることや台船から打ち上げるという特殊性から、委員が所属する団体からの協力や細かな情報共有が極めて重要である。関係機関の代表により構成される判定会議を招集して保安や花火に係る中止（延期）の判断を行うなど安全な花火大会運営を心掛けている。平成30年度からは、事故発生時の対応の迅速化と責任負担の明確化を図るため、実行委員会の委員長に副市長が就任するなど組織の見直しを行った。また、令和元年度は、観覧者の安全を図るため、露天商の設置場所を変更するなどして観覧者が滞留しないような動線確保した。</p>
--	---